○厚生労働省告示第一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第四条第九項に規定する登録検査機関として、平成二十三年十一月二日をもって次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	製品検査の種類	製品検査を行う事業所の名称及び所在地
いであ株式会社 田畑日出男 東京都世田谷区駒沢三丁目十五番一号	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	いであ株式会社食品分析センター 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目二十四番二十二号

○農林水産省告示第一号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十三年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ＦＥＮＤＴ　９３１.８１２	211021	日本エム・エス・ケー農業機械株式会社
〃	ヤンマー　ＫＱ５５０Ｂ	211022	ヤンマー株式会社
〃	ヤンマー　ＳＦ４１２Ａ	211023	〃
〃	ヤンマー　ＳＦ５０２Ａ	211024	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県松本市・伊那市・上伊那郡箕輪町・下伊那郡松川町（以上二市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那市・箕輪町・売木村（以上一市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上伊那郡箕輪町・下伊那郡売木村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

箕輪町・売木村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県伊那市・上伊那郡箕輪町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那市・箕輪町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県岡谷市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、岡谷市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

岡谷市（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

岡谷市（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県佐伯市・豊後大野市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐伯市・豊後大野市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）